

利根町告示第96号

令和5年第4回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月24日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和5年12月4日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和5年第4回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	12. 4	月	本 会 議	開会 提出議案説明 報告第10号, 議案第 62号～議案第76号 利根町選挙管理委員会委員及び補充 員選挙	午前10時
2	12. 5	火	休 会	議案調査	
3	12. 6	水	本 会 議	一般質問 (2人)	午前10時
				一般質問 (1人)	午後1時30分
4	12. 7	木	本 会 議	一般質問 (2人)	午前10時
				一般質問 (2人)	午後1時30分
5	12. 8	金	本 会 議	一般質問 (1人)	午前10時
6	12. 9	土	休 会	議案調査	
7	12. 10	日	休 会	議案調査	
8	12. 11	月	休 会	議案調査	
9	12. 12	火	本 会 議	質疑・討論・採決 議案第62号～議案第76号 議員提出議案第3号 議員派遣の件 閉会	午前10時

令和5年第4回  
利根町議会定例会会議録 第1号

令和5年12月4日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
2番	本谷孝君	8番	井原正光君
3番	佐藤眞一君	9番	五十嵐辰雄君
4番	峯山典明君	10番	山崎誠一郎君
6番	新井邦弘君	11番	大越勇一君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	大越達也君
政 策 企 画 課	長	布袋哲朗君
財 政 課	長	蜂谷忠義君
財 政 課 長 補 佐		大貫浩希君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷英一君
税 務 課	長	鈴木壮君
住 民 課	長	永田幸夫君
福 祉 課	長	服部豊君
子 育 て 支 援 課	長	松永重生君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		勝村健君
生 活 環 境 課	長	飯島弘君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越聖之君
建 設 課	長	大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課	長	清水敬子君
会 計 課	長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課	長	中村寛之君

生涯学習課長 弓削紀之君  
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会議務局長 宮本正裕  
書記 辰尾尚美  
書記 齋藤リマ

1. 会議録署名議員

9番 五十嵐辰雄君  
1番 山崎敬子君

1. 議事日程

---

議事日程第1号

令和5年12月4日（月曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の件  
日程第3 報告第10号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について  
日程第4 議案第62号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について  
日程第5 議案第63号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について  
日程第6 議案第64号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例  
日程第7 議案第65号 利根町子ども・子育て支援会議条例  
日程第8 議案第66号 利根町下水道事業の設置等に関する条例  
日程第9 議案第67号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例  
日程第10 議案第68号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第11 議案第69号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第5号）  
日程第12 議案第70号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）  
日程第13 議案第71号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第14 議案第72号 令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第15 議案第73号 令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第16 議案第74号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第75号 利根町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第76号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 利根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第20 休会の件

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第10号
- 日程第4 議案第62号
- 日程第5 議案第63号
- 日程第6 議案第64号
- 日程第7 議案第65号
- 日程第8 議案第66号
- 日程第9 議案第67号
- 日程第10 議案第68号
- 日程第11 議案第69号
- 日程第12 議案第70号
- 日程第13 議案第71号
- 日程第14 議案第72号
- 日程第15 議案第73号
- 日程第16 議案第74号
- 日程第17 議案第75号
- 日程第18 議案第76号
- 日程第19 利根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第20 休会の件

---

午前10時00分開会

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、令和5年第4回利根町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に、御報告を申し上げます。

石井公一郎議員におかれましては、去る12月1日御逝去されました。享年76歳でありました。誠に痛恨の極みに堪えません。故石井公一郎議員は、平成27年4月に利根町議会議

員に初当選され、今日に至るまで、8年7か月にわたる議員活動を通して利根町の発展に御尽力されました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

これより、故石井公一郎議員の御冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

全員御起立を願います。

〔総員起立〕

○議長（大越勇一君） 黙禱。

〔黙禱〕

○議長（大越勇一君） 黙禱を終わります。

御着席願います。

〔総員着席〕

○議長（大越勇一君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（大越勇一君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

陳情を1件受け付けております。また、監査委員より令和5年8月分から令和5年10月分の現金出納検査の結果報告がありました。

次に、閉会中において、会議規則第127条の規定により、5件の議員派遣を行いました。それぞれの写しをタブレットに掲載しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

それでは議事日程に入ります。

---

○議長（大越勇一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

9番 五十嵐 辰 雄 議員

1番 山 崎 敬 子 議員

を指名いたします。

---

○議長（大越勇一君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの通算9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳はタブレットに掲載のとおりです。

---

○議長（大越勇一君） 審議に入るに当たり、行政報告及び提出議案の総括説明を求めま

す。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。今回、大変急な訃報に驚いているところでございます。去る12月1日に石井議員がお亡くなりになりました。改めて、心から哀悼の意を表します。

それでは提出議案の総括説明に先立ちまして、町政等の一端を申し上げます。

先月2日、政府は、長く続いたデフレからの完全脱却を目指し、物価高に苦しむ家計支援を柱とする総合経済対策を閣議決定しました。今後の地域経済の回復に期待するとともに、町といたしましても、町民の皆様が安心して暮らせるよう、国や県の動向に注視しながら、スピード感を持って適宜対応してまいります。

9月30日、小学校統合後初めてとなる運動会が、利根小学校にて開催されました。当日は、児童数をはるかに上回る多数の保護者の皆様をはじめ、御家族の皆様にご参加、そして御協力をいただき、盛大に実施することができました。三つの小学校が統合し、今年度新たに出会った子供たちも、仲よく協力しながら一丸となって活動し、競技種目やダンスに全力で取り組み、大変すばらしい運動会となりました。

次に、防災関係についてですが、利根町文化センターにて、町と区長会の共催で、防災講演会を開催いたしました。今年度、町の防災アドバイザーを務める国崎信江氏による「ここでしか聞けない今日からはじめる風水害対策」と題した講演会には、区長会や防災士連絡会をはじめとする140名を超える方々の参加があり、皆さん熱心に聞き入っていました。

また、先月5日には、利根川の増水を想定した地区と町による防災訓練を実施いたしました。自主防災組織では、避難の呼びかけ訓練、炊き出し訓練など、地区の実情に合った訓練を行うとともに、町では、避難所の開設、救護所の設営、給水活動、消防団等による堤防巡視訓練などを行いました。今回の訓練では、町内31地区と、前年度よりも多くの地区にご参加いただきました。災害時には、自助・共助・公助の連携が重要となりますので、今後さらに多くの地区の参加を目指していきたくと考えております。

次に、先月開催されました利根町文化祭と、利根町地場産業推進協議会主催による地場産業フェスティバルについてです。

文化祭では、芸能部門として合唱や舞踊などの披露、芸術部門では絵画や手芸などの様々な作品の展示が行われ、会場は芸術空間に包まれ、来場された方々は芸術の秋を満喫しておりました。

また、地場産業フェスティバルでは、32組の団体の参加があり、町の基幹作物であるお米をメインに、農業・商工業のPRをしておりました。今回は、これまでにはなかった新たなコミュニティーの形成、地域の活性化へとつなげていくため、eスポーツ体験スパー

スを設置し、対戦等を行うなど、eスポーツに興味を持っていただく機会にもなったと思います。今後も、地元の産業を活性化していくイベントとして、地場産業フェスティバルを盛り上げていきたいと考えております。

続きまして、稲敷広域消防本部利根消防署についてです。

先月、利根消防署新庁舎の住民披露会が行われ、親子連れの住民の方や一般の方など800名以上が訪れ、大盛況であったとの報告がありました。庁舎の設計段階で、私から消防署へ誰でも気軽に利用できるようトイレを設置してほしいと要望しておりましたが、1階エントランスに「みんなのトイレ」を設置していただき、竣工式の際に拝見しましたが、とてもきれいなトイレができていました。利根消防署には、防災拠点としての役割や地域住民の皆様方に幅広く親しまれていく施設となることを期待しております。

次に、地域おこし協力隊についてですが、地域外の人材を積極的に誘致し、地域に居住して当町の課題解決のため様々な地域協力活動を行っていただく地域おこし協力隊を6月から募集しておりましたが、令和6年1月に3名の地域おこし協力隊を任命することとなりました。「スポーツまちづくりコーディネーター」として任命する2名は、地域コミュニティ活性化に係る活動やスポーツを軸とした健康増進に係る活動等を行っていただきます。また、「空き家コーディネーター」として任命する1名は、空き家バンクの運営や利活用に係る活動等を行っていただきます。令和8年12月31日までの最長3年間活動してまいりますので、町民の皆様方の御理解、御協力をお願いいたします。

先月18日、町の主要事業等の報告や皆様から町政全般への御意見をお伺いする町政懇談会を開催いたしました。町民の皆様からの御意見を直接聞く、貴重な時間となりました。今後も、皆様からお寄せいただく声を大切にし、住民と行政の協働によるまちづくりを進めていきたいと考えております。

令和7年1月1日、利根町は、町制施行70周年を迎えます。先月末まで、記念ロゴマーク及び町民等提案型事業の募集を行ってまいりました。記念ロゴマークにつきましては、今後、町民の皆様からの投票により決定したいと考えております。

これまで町の発展に貢献していただいた先人の方に感謝を表すとともに、これからの利根町のさらなる飛躍につなげられるような事業を、来年度、年間を通して実施していきたいと考えております。ぜひ皆様、御参加ください。

以上、これまでの主な事業の進捗状況等について申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、新規条例制定や条例改正、補正予算など、16件の案件について御審議をお願いするものでございます。

報告第10号は、利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてで、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定に



より報告するものでございます。

議案第62号は、令和5年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてで、議案第63号は、令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてで、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第64号は、利根町課等設置条例の一部を改正する条例で、妊産婦、子育て世帯及び子供が気軽に相談できる身近な相談機関としてのこども家庭センターの設置に伴い、子育て支援課の分掌事務について改めたいので、提案するものでございます。

議案第65号は、利根町子ども・子育て支援会議条例で、子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する子ども・子育て支援会議を、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として設置するため、提案するものでございます。

議案第66号は、利根町下水道事業の設置等に関する条例で、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行するに当たり、必要な事項を定める条例を制定するとともに、関係する条例について所要の改正を行うため、提案するものでございます。

議案第67号は、利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例で、医療福祉費支給に関して、妊産婦区分の支給制限を廃止することに伴い、関係する条文を改めたいので、提案するものでございます。

議案第68号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、産前産後期間における国民健康保険税の減額措置を定めたいので、提案するものでございます。

議案第69号は、令和5年度利根町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ1億9,900万7,000円を追加し、総額を74億1,666万7,000円とするもので、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債について補正するものでございます。

議案第70号は、令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ236万8,000円を追加し、総額を20億1,974万6,000円とし、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでございます。

議案第71号は、令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ27万4,000円を減額し、総額を3億796万9,000円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでございます。

議案第72号は、令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）で、債務負担行為について新たに設定するものでございます。

議案第73号は、令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ3,434万4,000円を追加し、総額を17億8,107万9,000円とするもので、歳入歳出予算

の補正及び債務負担行為について新たに設定するものでございます。

議案第74号は、令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ1,700万6,000円を追加し、総額を6億5,254万8,000円とするものでございます。

議案第75号は、利根町教育委員会委員の任命についてで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得るため、提案するものでございます。

議案第76号は、利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るため、提案するものでございます。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大越勇一君） 行政報告及び総括説明が終わりました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第3，報告第10号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、報告を求めます。

大越総務課長。

〔総務課長大越達也君登壇〕

○総務課長（大越達也君） 報告第10号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、補足して御説明いたします。

この条例の専決処分は、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告するものです。

報告第10号参考資料のほうを御覧ください。

専決処分の理由でございますが、利根町長の給与及び旅費に関する条例の廃止に伴い、引用条例が利根町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例に変更となったため改正したもので、内容等の変更についてはございません。

下の新旧対照表になりますが、第3条第2項ただし書中の利根町町長の給与及び旅費に関する条例を、利根町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例に改めるもので、同条第3項及び第4条につきましても、同様の引用する条例を改めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第4，議案第62号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第

4号)の専決処分について及び日程第5, 議案第63号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分についての2件を一括議題とし, 補足説明を求めます。

まず, 議案第62号について, 服部福祉課長。

[福祉課長服部 豊君登壇]

○福祉課長(服部 豊君) 議案第62号 令和5年度利根町一般会計補正予算(第4号)の専決処分につきまして, 補足して御説明申し上げます。

この予算につきましては, エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者, 特に負担感が大きい住民税非課税世帯に対し, 1世帯当たり7万円を追加で給付し, 負担の軽減を図る事業でございます。

これは, 国の令和5年度補正予算(第1号)を受けて急遽実施することとなり, 該当世帯等に対して給付金を速やかに支給するため, 地方自治法第179条第1項の規定により令和5年11月29日付で専決処分いたしましたので, 同条第3項の規定により議会に御報告するとともに, 承認を求めるため, 提案するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

款14国庫支出金, 項2国庫補助金, 目2民生費国庫補助金, 節1社会福祉補助金で1億2,216万8,000円を増額しております。これは, 今回の補正予算の目的でございます電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業追加給付分の財源に充てるため, 国からの補助金で事務費及び事業費に係る全ての経費に充当するものでございます。

次に, 歳出でございますが, 8ページをお願いいたします。

款3民生費, 項1社会福祉費, 目1社会福祉総務費で1億2,216万8,000円を増額するもので, 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業(追加給付分)の節3職員手当等から13使用料及び賃借料までの事業に要する事務費と, 18負・補・交の重点支援給付金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(大越勇一君) 次に, 議案第63号について, 松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

[保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇]

○保険年金課長兼国保診療所事務長(松本浩睦君) それでは, 議案第63号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分につきまして, 補足して御説明申し上げます。

施設勘定について御説明申し上げます。

この補正予算につきましては, 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)で計上しました旧診療所跡地中埋設物撤去工事におきまして, 予定していました深

さを掘削していたところ、一部の場所でさらに深く埋設物が発見されたことから、この工事費と埋設物の処分費用を増額するものであり、個人所有の土地でありまして、工事作業中であることから早急に追加費用を予算措置する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年10月24日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金の163万3,000円の増額は、今回、補正予算の財源手当てとして基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の工事請負費でございますが、旧診療所跡地地中埋設物撤去工事費を163万3,000円増額するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第62号及び議案第63号の2件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月12日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第6、議案第64号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例から日程第10、議案第68号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第64号について、大越総務課長。

〔総務課長大越達也君登壇〕

○総務課長（大越達也君） 議案第64号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、妊産婦、子育て世帯及び子供が気軽に相談できる身近な相談機関としてのこども家庭センターの設置に伴い、子育て支援課の分掌事務について改めたので、提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により御説明させていただきます。

利根町課等設置条例第2条中、子育て支援課の分掌事務に、新たに第3号、こども家庭センターに関するものを追加するものでございます。

附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第65号について、松永子育て支援課長。

〔子育て支援課長松永重生君登壇〕

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、議案第65号 利根町子ども・子育て支援会議条例について、補足して説明申し上げます。

提案理由により提案するものですが、これまで子ども・子育て法に基づく事務については、利根町子ども・子育て支援会議設置要綱によりまして子ども・子育て会議を設置して、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を行ってまいりました。要綱で行ってきた経緯につきましては、子ども・子育て支援法で、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとするとしていたためですが、同項に市町村の条例の定めるところによりという根拠に沿って、利根町子ども・子育て支援会議設置要綱を廃止して、条例として制定し、地方自治法に基づく附属機関として行政執行のために必要な審査、調査を行う機関として設置したいため、提案するものでございます。

この条例の上程に当たりまして、令和5年10月13日利根町子ども・子育て支援会議におきまして協議していただいております。

それでは、今回提案いたしました条例につきまして御説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

第1条の設置でございますが、子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援会議の設置について定めております。

第2条は、所掌事務について定めております。

第3条は、利根町子ども・子育て支援会議の組織について定めております。

第4条は、委員の任期について定めております。

第5条は、会長、副会長の職務について定めております。

第6条は、会議の招集、開催、議決等について定めております。

議案書の2ページ目をお開き願います。

第7条は、庶務について子育て支援課が行うことを定めております。

第8条は、委任事項について定めております。

次に、附則でございますが、附則の1は施行期日を定めております。令和6年4月1日施行となっております。附則の2は条例の施行日以降最初の委嘱される委員の任期について、令和7年8月31日までとするものでございます。附則の3は利根町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、子ども・子育て支援会議委員の報酬を定めております。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第66号について、飯島生活環境課長。

〔生活環境課長飯島 弘君登壇〕

○生活環境課長（飯島 弘君） 議案第66号 利根町下水道事業の設置等に関する条例に

ついて、補足して御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、令和6年4月1日以後、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し公営企業会計に移行するに当たり、必要な事項を定める条例を制定するとともに、関係する条例について所要の改正を行う必要があるため、提案するものがございます。

それでは、提案いたしました条例につきまして御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。

第1条でございますが、下水道の設置について、利根町が下水道事業を設置する目的を定めております。公共用水域とは、河川、湖沼等の事業のために用いる水域のことでございます。

第2条は、地方公営企業法の財務規定等の適用について、地方公営企業法及び同法施行令の規定に基づき、利根町下水道事業の設置に必要な事項を定めております。地方公営企業法の規定については、全部を適用する全部適用と財務や会計に関する規定を適用する財務適用がございますが、利根町の下水道事業は財務適用とすることを定めております。

第3条は、経営の基本について定めており、利根町の下水道事業の経営に関する基本事項として、第1項では経営の基本原則を、第2項では利根町の下水道事業の事業範囲について、昭和51年に策定いたしました利根町公共下水道事業計画において事業規模を定めております。

第4条は、重要な資産の取得及び処分について、地方公営企業法第33条第2項では、地方公営企業の事業のために用いる資産の取得、管理及び処分について、予算で明らかにする基準を定めております。資産の種類は不動産もしくは動産、土地については市町村は1件5,000平方メートル以上のもの、金額については指定都市以外の市は2,000万円、町村は700万円以上が基準となっております。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除について、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、町議会の議決が必要となる要件を定めています。職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない賠償額は、町長の専決処分事項の町の義務に属する損害賠償額の決定を参考に、50万円を超えるものと定めております。

第6条は、会計事務の処理について、地方公営企業法適用後も会計事務が円滑に行われるよう、法適用以前に会計管理者が行っていた事務と同様の事務を会計管理者に委任することを定めています。

2 ページ目を御覧ください。

第7条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について、負担付きの寄附や贈与を受ける際に、議会の議決が必要となる要件を定めています。負担付きの寄附とは、下水道区域外からの接続による寄附が想定されますが、県内自治体の条例を参考に、その金額またはその目的物の価格を700万円以上、また損害賠償額は、町長の専決処分事項の町

の義務に属する損害賠償額の決定額を参考に、50万円を超えるものと定めております。

第8条は、業務状況説明書類の作成について定めております。第1項では業務説明書類の作成時期について、4月1日から9月30日までの業務状況説明書類は11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類は5月31日までに作成しなければならないこと。第2項では業務状況説明書類に記載すべき事項は、業務の概要と経理の状況のほか、下水道事業の経営状況を明らかにするために必要であると町長が認める事項。第3項では地震や台風などの天災、その他やむを得ない事故が発生し、業務状況説明書類の作成が期日に間に合わなかった場合には、町長は速やかに業務状況説明書類を作成しなければならないと定めています。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めており、令和6年4月1日から施行するものです。第2項は利根町公共下水道事業特別会計財政調整基金条例の廃止について定めており、この条例の施行に併せ、廃止するものでございます。第3項は利根町監査委員条例の一部改正について定めており、この条例の施行に併せ、同条例の一部を改正する必要がございますので、改正するものでございます。

議案第66号参考資料、利根町下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

1 ページ、利根町監査委員条例新旧対照表でございますが、第3条は、監査期日の通知について定められており、地方公営企業法適用に併せ、改正案のとおり、第2項に字句を加えるものでございます。

第4条は、請求または要求に基づく監査について定められており、地方公営企業法に併せ、改正案のとおり、第1項に字句を加えるものでございます。

第7条は、決算等の審査について定められており、地方公営企業法適用に併せ、第3条第2項に（昭和27年法律第292号）の字句を加えたため、第7条第1項では、改正案のとおり、字句を削るものでございます。

2 ページを御覧ください。

第8条は、職員の賠償責任の監査等について定められており、地方公営企業法適用に併せ、第1項では、改正案のとおり字句を加えるものでございます。

議案第66号 利根町下水道事業の設置等に関する条例、3 ページ目を御覧ください。

第4項は、利根町特別会計条例の一部改正について定めており、この条例の施行に併せ、当条例の一部を改正する必要がございますので、改正するものでございます。

議案第66号参考資料、3 ページ、利根町特別会計条例新旧対照表を御覧ください。

第1条は、利根町特別会計の設置について定められており、地方公営企業法適用に併せ、利根町下水道事業会計となるため、第1項第2号を削り、改正案のとおり、3号を2項とし、4号から第7号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

議案第66号 利根町下水道事業の設置等に関する条例、3 ページ目を御覧ください。

第5項は、利根町下水道条例の一部改正について定めており、この条例の施行に併せ、同条例の一部を改正する必要があるとございますので、改正するものでございます。

議案第66号参考資料、4ページ、利根町下水道条例新旧対照表を御覧ください。

第1条は、利根町下水道の趣旨について定められており、地方公営企業法適用に併せ、利根町下水道事業の設置等に関する条例第1条で、下水道事業の設置について規定いたしましたので、改正案のとおり、第1条第1項の字句を改め、第2条第1項を削除するものでございます。

議案第66号 利根町下水道事業の設置等に関する条例についての補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第67号及び議案第68号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第67号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、議案の提案理由にありますように、医療福祉費支給に関して、妊産婦区分の支給制限を廃止することに伴い、関係する条文を改めるものです。

今回の改正の内容でございますが、妊産婦の方への医療福祉費支給に関しまして、所得金額による支給制限を廃止して、全ての妊産婦の方の経済的な負担軽減と子育てしやすい環境づくりを図るために改正するものと、表現等の訂正を行うものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

最初に、支給制限の廃止に伴う改正部分を説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

第5条第1項第1号の改正は、妊産婦の支給制限を規定しているものでありますので、削除しまして、続く各号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第2項の改正は、支給制限に伴う所得の算出方法に関する規定の部分を、支給制限の廃止に伴い、その規定の部分を削除するものでございます。

次に、今回の改正の際に表現等の訂正が確認された部分の改正について説明いたします。

戻りまして、1ページをお願いいたします。

第2条第4号のアとイの改正は、直前に先行する号を指示する表現を訂正するものでございます。

次に、第5条の改正も同様に、直前に先行する条を指示する表現の訂正と、次のページに行きまして、現行の第3号の改正は所得税法に法律番号を追加するものと、次の改正は、次のページに続きますが、直前に先行する施行令及び条を指示する表現の訂正でございます。



第2項の改正部分は、支給制限に伴う規定を削除する部分の次からの改正は、先ほどか訂正しております、直前に先行する施行令条項の表現の訂正等でございます。

最後に、附則になりますが、第1項は施行期日でございます、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。第2項は経過措置でございます、施行日前の診療に係る医療福祉費支給につきましては、従前の例によるものでございます。

補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第68号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、産前産後期間における国民健康保険税の減額措置を定めたいので、提案するものでございます。

今回の改正の内容でございますが、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産する被保険者がいる場合に、納税義務者に課税される税率区分ごとにそれぞれ出産被保険者分の所得割額と均等割額から産前産後の期間分を減額する改正と、その減額に伴う届出の規定を追加するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第21条の国民健康保険税の減額規定の改正は、第3項として、先ほどの改正の内容を追加するもので、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産する被保険者がいる場合に、納税義務者に課税される当該の所得割額と被保険者均等割額から、次の各号に定める額を減額する規定でございます。

第1号は、国民健康保険税の出産被保険者に係る基礎課税額を減額する規定で、年間の基礎課税額の所得割額を12分の1の額にしまして、その額に出産予定日の前月、当月、翌月、翌々月の四月の当該年度分の月数を乗じた額を減額する規定になります。

次の第2号は、次のページにまたがり、基礎課税額の被保険者均等割額の減額する規定になります。減額する額は、年間の基礎課税額の被保険者均等割額を12分の1の額にしまして、その額に出産予定日の前月、当月、翌月、翌々月の四月の当該年度分の月数を乗じた額を減額する規定になります。

次の第3号は、国民健康保険税の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の減額する規定になります。減額する額は、第1号と同様になります。

次の第4号は、後期高齢者支援金課税額の被保険者均等割額の減額する規定になります。減額する額は、第2号と同様となります。

次の第5号は、国民健康保険税の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額の減額する規定になります。減額する額は、第1号と第3号と同様になります。

次の第6号は、介護納付金課税額の被保険者均等割額の減額する規定になります。減額

する額は、第2号と第4号と同様になります。

次のページをお願いいたします。

次に、第22条の3として、国民健康保険税の減額を受ける際に、出産被保険者に係る届出義務の規定を追加するものであります。

第1項として、各号の事項を記載した届書を町長に提出しなければならない規定になります。

次に、第2項として、届書に添付する書類の規定になります。

次に、第3項として、届書は出産の予定日の6か月前から行うことができる規定になります。

次のページをお願いいたします。

次の第4項は、届書を省略できる規定になります。例えば、産前に届書の提出がされておらず、産後に国保加入手続等で事実が確認できる場合は省略できるものであります。

次に、第25条第2項第1号の改正は、先ほど前のページで追加した第22条の3第1項第1号で個人番号の用語の定義を規定したため、個人番号の定義の部分を削除するものであります。

最後に、附則としまして、第1項は施行期日でございます、この条例は、令和6年1月1日から施行するものでございます。第2項は適用区分でございます、改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第64号から議案第68号の議案5件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月12日に質疑、討論、採決したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩します。再開を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（大越勇一君） 日程第11、議案第69号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第

5号) から日程第16, 議案第74号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) までの6件を一括議題とし, 補足説明を求めます。

まず, 議案第69号について, 大貫財政課長補佐。

[財政課長補佐大貫浩希君登壇]

○財政課長補佐(大貫浩希君) 議案第69号 令和5年度利根町一般会計補正予算(第5号) につきまして, 補足して御説明申し上げます。

5ページをお願いします。

第2表, 債務負担行為補正(追加)でございます。

これらは, 令和6年4月から業務を実施したいため, 債務負担を行うもので, 事項, 期間, 限度額はそれぞれ記載のとおりでございます。施設の保守管理業務, 物品等のリース等, 4月1日から経常的に実施するものの説明を省かせていただき, 令和6年度より新たに債務負担行為を設定するものを説明します。

上から4番目の勤怠管理システム賃貸借は, 職員の出勤, 退勤, 時間外の管理を行うためのシステムの賃貸借となります。

下から3番目の個人情報取扱業務Webシステム使用料は, 個人情報ファイルの管理及び公表を行うためのシステムの使用料となります。

8ページをお願いします。

上から6番目の町制施行70周年記念事業啓発品購入は, 令和7年1月に町制施行70年になることから, 令和6年度に実施する記念事業の啓発をするために物品を購入するものです。

10ページをお願いします。

下から5番目の第4次健康づくりとね21計画策定業務委託は, 5年ごとに計画の策定が義務づけられているものです。

18ページをお願いします。

債務負担行為補正変更でございます。

こちらは, 職員用パソコン賃貸借で, 限度額の変更で, 入札により契約金額が確定したことによるものです。

19ページをお願いします。

第3表, 地方債補正でございます。

起債の目的が, 過疎対策事業債で, 限度額を80万円減額し, 5億970万円に変更するもので, 今回変更するものは, 観光施設整備事業において, 町営ドッグラン日よけ設置工事費確定によるもので, 限度額を20万円の減額。生涯学習施設整備事業において, 文化センターの受水槽更新工事費及びコミュニティセンターの駐車場区画線修繕工事費確定によるもので, 限度額を40万円の減額。学校施設整備事業において, 利根小学校及び利根中学校防火設備修繕工事費の確定によるもので, 限度額を20万円の減額とするものです。

なお、起債の方法、利率及び償還方法につきましては、変更はございません。

23ページをお願いします。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

款14国庫支出金，目1民生費国庫負担金は5,598万1,000円を増額するもので、内訳といたしまして、障害者自立支援給付費負担金は、障害者自立支援事業の利用者が見込みより多かったこと、子どものための教育・保育給付費交付金も同様に、入所者が見込みより多かったこと、児童手当負担金につきましても同様に、対象者が見込みより多かったことによるものです。

次に、目2衛生費国庫負担金は94万4,000円を増額するもので、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、令和6年1月から3月のワクチン個別接種に係る費用となります。

項2国庫補助金，目1総務費国庫補助金は258万円を増額するもので、社会資本整備総合交付金は、新築マイホーム取得助成金の申請件数が当初見込みよりも増えたことによるもので、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカード普及に向けた体制整備の補助額が確定したことによるものです。

次に、目2民生費国庫補助金は8万円を増額するもので、子ども・子育て支援交付金は、文間保育園で行っている地域子育て支援拠点事業の補助基準額が引上げられたことによるものです。

次に、目3衛生費国庫補助金は103万3,000円を増額するもので、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金は、令和6年1月から3月のワクチン接種に係る財政確保の費用となります。

款15県支出金，目1民生費県負担金は2,729万1,000円を増額するもので、内訳といたしまして、障害者自立支援給付費負担金は、先ほど、款14国庫支出金，目1民生費国庫負担金で説明したとおり、障害者自立支援事業の利用者が見込みより多かったこと、子どものための教育・保育給付費交付金も同様に、入所者が見込みより多かったこと、児童手当負担金も同様に、対象者が見込みより多かったことによるものです。

項2県補助金，目2民生費補助金は8万円を増額するもので、先ほど、項14国庫支出金，目2民生費国庫補助金で説明したとおり、文間保育園で行っている地域子育て支援拠点事業の補助基準額が引き上げられたことによるものです。

次に、目5教育費県補助金は4万円を増額するもので、小学校口腔衛生推進事業補助金は、児童の虫歯予防を図ることを目的に、フッ化物洗口を実施する際に必要な洗口液等の購入に対する補助金となります。

24ページをお願いします。

款16財産収入，目2消防車売払収入は131万8,000円を増額するもので、消防小型ポンプ積載車更新に伴う旧車両3台を売却したことによるものです。

款17寄附金，目1一般寄附金は999万9,000円を増額するもので，東京都三鷹市在住の渡邊道雄様より町のために役立ててほしいとのことで，11月10日に1,000万円の寄附がございましたことから，計上したものです。

なお，渡邊様からは，令和4年8月12日にも1,000万円の寄附を頂いております。

次に，目2総務費寄附金は830万円を増額するもので，がんばる利根町応援寄附金及び利根町地方創生応援寄附金の寄附額が当初見込みより増えていることによるものです。

款18繰入金，目1財政調整基金繰入金は9,625万6,000円を増額するもので，今回の補正予算の財源調整でございます。

次に，目7利根町公共公益施設維持整備基金繰入金は908万4,000円を減額するもので，令和5年度分の庁舎大規模改修工事の前払い金の額が確定したことから，基金に繰り戻すものでございます。

款20諸収入，目3雑入は490万1,000円を増額するもので，内訳といたしまして，過年度医療福祉費補助金追加交付は，令和4年度の医療福祉費実績確定に伴う追加交付となり，押付地区河川防災ステーション事業に伴う防火水槽補償金は，盛土工事に伴い防火水槽が使用不能となることによる補償金となります。

款21町債，目2過疎対策事業債は80万円を減額するもので，第3表，地方債補正で説明いたしましたとおり，それぞれの事業において，事業費確定によるものです。

25ページをお願いします。

款22自動車取得税交付金，目1自動車取得税交付金は8万8,000円を増額するもので，令和5年度分交付額が確定したことによるものです。

26ページをお願いします。

続きまして，歳出でございますが，説明におきまして，節2給料，節3職員手当等，節4共済費の職員給与費につきましては，人事異動等に伴う増減でございます。

また，節22償還金利子及び割引料のうち，過年度分の事務事業の補助金が確定したことによる返還金と事業委託経費及び工事請負費の契約差金につきましては，説明を省略し，それ以外のものを御説明申し上げます。

27ページをお願いします。

款2総務費，目2秘書広聴費は10万円を増額するもので，特別職事務費は，町長交際費の支出が当初見込みより増えることによるものです。

次に，目3財政管理費は454万7,000円を増額するもので，がんばる利根町応援寄附募集事業は，寄附者が当初見込みより増えていることから，手数料としてクレジットカード決済及びポータルサイト月額利用料，委託料として一括代行業務費用となります。

次に，目5財産管理費は848万5,000円を減額するもので，庁舎管理費は令和5年度分の改修工事費の前払い金の額が確定したことによるもの，共用備品管理は事務室の机，椅子の購入で，令和6年度に子育て支援課内に設置予定のこども家庭センター3人分と，来年

度不足する1人分となります。

次に、目6企画費は70万6,000円を増額するもので、ふれ愛タクシー運行事業は、利用者の増加による稼働便数の増及び燃料費高騰によるものです。

28ページをお願いします。

次に、目7地域振興費は176万6,000円を増額するもので、定住促進事業は、新築マイホーム取得助成金の申請が当初見込みより増えたこと、利根町地方創生応援寄附金募集事業は、歳入でも説明しましたが、企業版ふるさと納税が見込みより増えていることによるものです。

次に、目9情報化推進費は280万円を減額するもので、自治体DX推進事業は、地域活性化起業人の派遣期間が1年を予定していたが、半年になったことによるものです。

29ページをお願いします。

款2総務費、目1戸籍住民登録費は31万3,000円を増額するもので、住民登録費は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等ができるよう、住民記録システムを改修するものです。

なお、補正額の財源内訳中、国県支出金181万5,000円の計上は、この事業及び戸籍附票システム改修事業に充当するもので、全額国庫補助となることによるものです。

30ページをお願いします。

款2総務費、目2町議会議員選挙は870万6,000円を減額するもので、選挙費用確定によるものです。

31ページをお願いします。

款3民生費、目1社会福祉総務費は9,847万6,000円を増額するもので、障害福祉サービス事業は、障害者の方の支援施設や居宅介護等の在住サービス利用が当初見込みより多かったことによるものです。

次に、目2老人福祉費は15万9,000円の減額をするもので、老人福祉週間記念事業は、対象者の確定によるものです。

32ページをお願いします。

単位老人クラブ助成事業は、補助金交付クラブの確定によるものです。

次に、目5医療福祉費は財源の組替えで、歳入の款20諸収入、目3雑入で説明しました令和4年度分の医療福祉費補助金の追加交付があったことによるものです。

次に、目7介護保険費は486万円を増額するもので、介護保険特別会計繰出金で、当初見込みより介護給付が増えたことによる町負担について増額するものでございます。

次に、目10後期高齢医療費は1,597万7,000円を増額をするもので、後期高齢者医療特別会計繰出金は、令和4年度の後期高齢医療療養給付費負担金及び保険料等負担金の精算確定により繰出しが必要になったことによるものです。

33ページをお願いします。

項2児童福祉費，目2児童措置費は1,028万1,000円を増額するもので，歳入でも説明しましたが，保育所等補助金事業は文間保育園で行っている地域子育て支援拠点事業の補助基準額が引上げられたこと，児童手当交付事業も歳入で説明しましたが，対象者が見込みより増加したこと，施設給付費支給事業は入所者が見込みより増加したことによるものです。

34ページをお願いします。

款4衛生費，目1保健衛生総務費は120万7,000円を増額するもので，保健衛生事務費は，常総地域病院群輪番制運営費負担金について令和5年度の負担額が確定したこと，龍ヶ崎済生会病院施設整備費補助金は，産婦人科医療施設等整備のための補助金となります。

次に，目2予防費は216万8,000円を増額するもので，感染症予防対策事業は，35ページをお願いします。令和6年1月から3月まで行う新型コロナワクチン接種体制確保のための会計年度任用職員雇用経費，医師の謝礼，通知作成のための消耗品，接種券発送のための通信運搬費，国保連への審査支払いと産業廃棄物処理の手数料及び医療機関への個別予防接種費用となります。

38ページをお願いします。

款8消防費，目2非常備消防費は19万5,000円を減額するもので，消防団費は，消防団員の健康診断受診者数が確定したことによるものです。

次に，目4水防費は12万円を減額するもので，広域水防費は，水防訓練の規模縮小により，消防団員の参加が減ったことによるものです。

39ページをお願いします。

款9教育費，目2事務局費は430万8,000円を減額するもので，学校給食運営事業は，今年度の学校給食費無償化に伴い，アレルギー等により弁当を持参する児童生徒の保護者に対し，給食費相当の補助を行うものです。

40ページをお願いします。

項2小学校費，目2教育振興費は322万3,000円を増額するもので，小学校教育助成事業は，令和6年度に小学校で使用している教科書が改訂されるため，教師用指導書の入替えを行うものです。

42ページをお願いします。

款10公債費，目1元金は83万3,000円を減額するもので，公債費元金償還金は，災害援助支援金貸付事業債の県への償還額確定によるものでございます。

款11諸支出金，目4がんばる利根町応援基金費は800万円を増額するもので，当初見込みよりがんばる利根町応援寄附金が増えていることにより，基金に積み立てるものです。

次に，目5減債基金費は5,000万円を増額するもので，過疎対策事業債などの起債の償還に備えるため，基金に積み立てるものです。

43ページをお願いします。

次に、目9利根町公共公益施設維持整備基金費は3,000万円を増額するもので、渡邊道雄様からの寄附金1,000万円及び令和6年度の庁舎大規模改修工事費支払いに備え、基金に積み立てるものです。

次に、目10利根町地方創生応援基金費は30万円を増額するもので、利根町地方創生応援寄附金が増えることにより、基金に積み立てるものです。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第70号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第70号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

初めに、事業勘定から申し上げます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、款3県支出金、項1県負担金・補助金、目1保険給付費等交付金の節1保険給付費等交付金（普通交付金）は、一般被保険者療養費の増額に伴うものでございます。

次に、節2保険給付費等交付金（特別交付金）は、産前産後期間の国民健康保険税減額措置に伴うシステム改修費用分でございます。

次に、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、今回補正の歳入歳出の差額を基金から取り崩すものでございます。

次に、款6諸収入、項2雑入、目6雑入は、特定健康診査等負担金の過年度精算金でございます。

続きまして、歳出でございますが、7ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、歳入で御説明いたしました国民健康保険システム改修委託料で、令和5年度分からの産前産後期間の国民健康保険税減額措置に伴うシステム改修の費用でございます。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目3一般被保険者療養費は、社会保険被保険者が遡って資格喪失となった期間の診療費等が増えたことによるものです。

次に、款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金は、前年度の特別交付金の確定に伴い返還金が発生したため、茨城県へ返還するものでございます。

事業勘定は以上でございます。

続きまして、施設勘定について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。

こちらは、令和6年4月から業務を実施したため、債務負担行為を行うものでござい



まして、事項、期間、限度額はそれぞれ記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第71号及び議案第72号について、飯島生活環境課長。

〔生活環境課長飯島 弘君登壇〕

○生活環境課長（飯島 弘君） 議案第71号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

ポンプ施設点検業務委託は、町内8か所に設置されております下水道のマンホールポンプ施設の点検管理業務を行うため、令和6年4月1日から管理業務を委託したいので、債務負担行為を設定するものでございます。期間といたしましては令和5年度から令和6年度まで、限度額は112万2,000円でございます。

次に、下水道公営企業会計支援業務委託は、令和6年4月1日から地方公営企業法適用後の会計支援業務を委託したいので、債務負担行為を設定するものでございます。地方公営企業法適用初年度である令和6年度の財務諸表を分析し、経営環境、会計方針に関する職員の理解を深めるための支援を受けるためでございます。期間といたしましては令和5年度から令和6年度まで、限度額は143万円でございます。

5ページを御覧ください。

歳入でございます。

款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は27万4,000円を減額するもので、歳出で御説明いたします人事異動による人件費の減額分を、財政調整基金に繰り戻すものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款1下水道費、項1下水道費、目2公共下水道維持管理費は27万4,000円を減額するもので、減額の理由でございますが、人事異動による人件費の減額でございます。

議案第71号についての補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第72号 令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

第1表、債務負担行為でございます。

利根町営霊園環境整備業務委託は、霊園内の公共部分の清掃及び除草等の業務を行い町営霊園内の環境を維持するため、令和6年4月1日から業務を委託したいので、債務負担行為を設定するものでございます。期間といたしましては令和5年度から令和6年度まで、限度額は313万4,000円でございます。

議案第72号についての補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第73号について、服部福祉課長。

〔福祉課長服部 豊君登壇〕

○福祉課長（服部 豊君） 議案第73号 令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正でございます。

介護事業所台帳管理システム保守業務委託でございますが、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は33万円とするものでございます。

次に、介護保険ガイドブック作成業務委託でございますが、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は108万7,000円とするものでございます。

次に、介護事務処理システム機器賃貸借でございますが、期間は令和5年度から令和11年度まで、限度額は273万3,000円とするものでございます。

次に、地域包括支援センターシステム保守業務委託でございますが、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は50万5,000円とするものでございます。

次に、地域包括支援センター支援システム制度改正対応業務委託でございますが、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は41万8,000円とするものでございます。

次に、認知症地域支援推進員設置事業業務委託でございますが、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は49万2,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

今回の補正予算の内容についてでございますが、主に介護サービス給付費が当初の見込みより増えるために不足する額、歳入歳出それぞれ3,434万4,000円を増額するものでございます。

歳入の款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分でございますが、586万円を増額するものでございます。こちらは、今回の補正で増額する介護給付費の国が負担する20%分及び施設介護サービス費の国負担分15%分の合計金額となっております。

次に、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金（総合事業以外の事業）、節1現年度分でございますが、9万3,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する地域包括支援センター職員の時間外勤務手当の国が負担する38.5%分の補助金となっております。

次に、目6介護保険事業費補助金、節1介護報酬改定等に伴うシステム改修補助金でございますが、27万5,000円を増額するものでございます。こちらは、令和6年4月の介護報酬改定等に伴い、必要となるシステム改修費用の2分の1に相当する額を国が補助するものでございます。

次に、款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分でございますが、

905万8,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護サービス費の支払い基金が負担する27%分の交付金となっております。

次に、款5 県支出金，項1 県負担金，目1 介護給付費負担金，節1 現年度分でございますが、504万3,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費の県が負担する12.5%分及び施設介護サービス費17.5%分の合計金額となっております。

次に、項3 県補助金，目2 地域支援事業交付金（総合事業以外の事業）でございますが、4万6,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する地域包括支援センター職員の時間外勤務手当の県が負担する19.25%分の補助金となっております。

次に、款6 繰入金，項1 一般会計繰入金，目1 介護給付費繰入金，節1 現年度分でございますが、419万3,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費の12.5%に相当する額を町が負担するものでございます。

次に、目2 一般会計繰入金，節1 事務費繰入金でございますが、27万5,000円を増額するものでございます。こちらは、令和6年4月の介護報酬改定等に伴い、必要となるシステム改修費用の2分の1に相当する額を町が負担するものでございます。

次に、目4 地域支援事業繰入金（総合事業以外の事業），節1 現年度分でございますが、4万6,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する地域包括支援センター職員の時間外勤務手当の19.25%に相当する額を町が負担するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

項2 基金繰入金，目1 介護給付費準備基金繰入金でございますが、945万5,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する額の第1号被保険者負担分の繰入金となっております。

続きまして、歳出でございますが、9ページをお願いいたします。

款1 総務費，項1 総務管理費，目1 一般管理費でございますが、55万円を増額するものでございます。こちらは、令和6年4月の介護報酬改定等に伴い、システム改修業務の委託料を増額するものでございます。

款2 保険給付費，項1 介護サービス等諸費，目4 施設介護サービス給付費，節18負・補・交でございますが、1,700万円を増額するものでございます。こちらは、施設介護サービスの受給者数が当初の見込みを上回るため、増額するものでございます。

次に、目7 居宅介護住宅改修費，節18負・補・交でございますが、120万円を増額するものでございます。こちらは、要介護認定者の住宅改修費の申請件数が当初の見込みより上回るため、増額するものでございます。

次に、項2 介護予防サービス等諸費，目1 介護予防サービス給付費，節18負・補・交でございますが、1,000万円を増額するものでございます。こちらは、新型コロナウイルスの影響によりサービスの利用を控えていた方が、サービスの利用を再開するなど給付費が

当初の見込額を上回るため、増額するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

目2 特例介護予防サービス給付費、節18負・補・交でございますが、60万円を増額するものでございます。こちらは、基準該当居宅介護予防サービスを利用する方が当初の見込みより上回るため、増額するものでございます。

次に、目5 介護予防住宅改修費、節18負・補・交でございますが、40万円を増額するものでございます。こちらは、要支援認定者の住宅改修費の支給申請件数が当初の見込みより上回るため、増額するものでございます。

次に、目6 介護予防サービス計画給付費、節18負・補・交でございますが、90万円を増額するものでございます。こちらは、新型コロナウイルスの影響によりサービスの利用を控えていた方が、サービスの利用を再開するなど給付費が当初の額を上回るため、増額するものでございます。

次に、項6 特定入所者介護サービス費、目1 特定入所者介護サービス費、節18負・補・交でございますが、310万円を増額するものでございます。こちらは、施設等に入所する方の所得や資産が一定の基準以下である場合に、食費と居住費の負担限度額を超えた額を給付するもので、給付費が当初に見込額を上回るため、増額するものでございます。

次に、目2 特例特定入所者介護サービス費、節18負・補・交でございますが、35万円を増額するものでございます。こちらは、基準該当居宅介護サービスのショートステイを利用する方の食費と居住費の負担限度額を超えた額を給付するもので、給付費が当初の見込額を上回るため、増額するものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。

款3 地域支援事業費、項1 包括的支援事業・任意事業費、目1 総務費でございますが、24万4,000円を増額するものでございます。こちらは、地域包括支援センター職員の時間外勤務手当を増額するものでございます。

議案第73号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第74号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第74号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

最後の4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 後期高齢者医療繰入金で、こちらは、前年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴い、追加納付分を一般会計より繰入れするものでございます。

次に、款5 諸収入、項3、目3 雑入で、こちらは、前年度の後期高齢者医療保険料等負

担金の確定に伴う精算金でございます。

次に、歳出でございますが、款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金で、こちらは、歳入で御説明いたしました前年度分の後期高齢者医療療養給付費負担金の追加納付分を、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第69号から議案第74号までの6件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月12日に質疑、討論、採決したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第17、議案第75号 利根町教育委員会委員の任命について及び日程第18、議案第76号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についての2件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第75号について、中村学校教育課長。

〔学校教育課長中村寛之君登壇〕

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第75号 利根町教育委員会委員の任命につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回同意を求めました佐藤忠信氏は、現在同職にございますが、令和5年12月31日付で任期満了となることから、引き続き委員に任命したいので、提案理由にもありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得るため、提案するものでございます。

氏名、佐藤忠信、住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

なお、略歴等につきましては、お手元にお配りしております参考資料を御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第76号について、大越総務課長。

〔総務課長大越達也君登壇〕

○総務課長（大越達也君） 議案第76号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足して御説明いたします。

本案は、委員の任期満了に伴うもので、現任委員を再任するものでございます。

提案理由でございますが、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るため、提案するものでございます。

氏名、伊藤恒夫、住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

なお、略歴等につきましては、参考資料のほうを御参照いただければと思います。  
説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第75号及び議案第76号の2件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の12月12日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第19、利根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条の第1項及び第2項の規定により行うもので、選挙管理委員会委員長から現在の委員4名と補充員4名が本年12月31日で任期満了となる旨、通知がありましたので、選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

まず、選挙管理委員会委員の指名を行います。

利根町選挙管理委員には、利根町横須賀、篠崎 達氏、利根町四季の丘、渡邊 讓氏、利根町押戸、川村典男氏、利根町羽中、羽入 榮氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名の方を利根町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました篠崎達氏、渡邊 讓氏、川村典男氏、羽入 榮氏、以上の方が利根町選挙管理委員会委員に当

選されました。

次に、補充員の指名を行います。

利根町選挙管理委員会補充員に、利根町四季の丘、外丸節男氏、利根町立崎、坂田重雄氏、利根町羽根野、山岡詔二氏、利根町大房、坂本博司氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名の方を利根町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました外丸節男氏、坂田重雄氏、山岡詔二氏、坂本博司氏、以上の方が利根町選挙管理委員会補充員に当選されました。

続いて、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。

なお、会議規則第33条第2項の規定による告知につきましては、当選人が議場におられませんので、別途文書により告知いたします。

---

○議長（大越勇一君） 日程第20、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日12月5日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次回の本会議は、12月6日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後零時06分散会